	R V V 「 字 1カ/円 /					集計				ĺ
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	46.25	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出団体数	回答集約	事務局見解
1	5	給与支払報告書 (総括表)	12	0	0	0	1	1	恵見の分類:その他 意見内容:削除すべき。 【理由】 「理由】 「種名人員は「特別微収対象者」、「普通微収対象者(退職者)」、「普通微収対象者(退職者を除く)」の3つが案として出たが、自治体ごとの運用で普通微収対象者 を2つに分けずに1つの項目にしているなどの意見でたために、#12の「普通微収対象者(退職者)」のみ議元表に残ってしまっている。「特別微収対象者」などと同じように、枠のみ印字して、人数などの印字はしないため、議元表からは削除すべき。	
2	20	扶養調査に関する照会文書	1	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:日付が和暦又は西暦を選択するとなっているが、和暦で打ち出したほうが良い。 【理由】 市民に発送する文書で、日付が西暦となっている文書を目にしたことがないため。基幹システムでのデータは西暦で管理し、帳票に打ち出す際に和暦に変換して打ち出す運用が良いと思います。	No.2、17、19、34 同旨 帳票No.20、69、70、71 変更なしとします。 西層の必要性はWTにて確認されており、和層で運用することも許容された仕様 であるため。
3	20	申告特例不適用お知らせ文書	8	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:公印は省略とするか、印字 or 省略の選択としてほしい 【理由】 当市では公印省略としているが、公印必須とする場合、電子公印を使用する帳票として管理する必要があり煩雑なため。	No.3、18 同旨 帳票No.20、69 導入時に印字 or 省略を選択することを備考欄に配載します。
4	20	申告特例不適用お知らせ文書	9	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:お知らせ文書名は、より具体的な記載にしてほしい 【理由】 中告する市民も「ふるさと納税」と認識して提出するため、具体的名称の方がわかりやすいため。(当市では「ふるさと納税ワンストップ特例の適用除外について (通知)」としています。)	帳票名を「申告特例(「ふるさと納税ワンストップ特例)不適用お知らせ文 書」に修正します。
5	20	申告特例不適用お知らせ文書	11 · 26	1	0	0	0	1	恵見の分類:住民向けの観点 恵見の分類:住民向けの観点 恵見内容:寄付情報はあくまで課税自治体に届いている「ふるさと納税申告特例申請」に基づいた情報であり、すべての寄付情報が記載されているわけではない旨が 伝わるような表現にしてほしい。(例:「寄付情報(ご参考)」など)注意事項欄に説明文を記載。 【理由】 中告特例申請が届いていない寄付情報は記載できないため。(当市では現在寄付情報は記載していない。)	項目名(11)を「寄付情報(ご参考)」に修正します。 注意書き(26)の備考に「寄付情報は、受理した「ふるさと納税申告特例申 期」に基づき記載しており、全での寄付情報が記載されていない可能性がある 旨の注意書きを記載」追記します。
6	20	申告特例不適用お知らせ文書	12	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:寄附情報の表の「寄附金額」の機に(円)を記載してほしい。 【理由】 市民に通知する文書なので、単位(円)の表示がある方が丁寧かつ分かりやすいため。	ご意見のとおり、単位(円)を追加いたします。
7	20	申告特例不適用お知らせ文書	13 · 14	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見の分類:住民向けの観点 意見内容:第6項第1号・第13項第1号の理由は「確定申告義務がある(所得税法第121条の規定の適用を受けないこととなった)」とし、第6項第2号・第13項第2号 の理由は「確定申告書・住民税申告書の提出があるため」としてほしい 【理由】 地方税法附則第7条のとおり	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。

	K 1 4 3371437					集計				
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	職員向けの 観点	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出 団体数	回答集約	事務局見解
8	20	申告特例不適用お知らせ文書	13	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:「確定申告書の提出があるため」の文言を、「確定申告書の提出を要するため」に改めてほしい。 【理由】 地方税法の記載では、提出があった時ではなく、提出の必要があるときと明記してあるので言葉に語弊がある。確定申告義務者が申告しないまま、申告特例不適用になる場合も考えられるため、改めるべきである。	No.7と同旨の意見
9	20	中告特例不適用お知らせ文書	14	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:「住民税申告書の提出があるため」の文言を、「住民税申告の義務があるため、または住民税申告書か確定申告書の提出があるため」に改めてほしい。 【理由】 地方税法の記載では、住民税申告書の提出だけではなく、住民税申告義務がある者、または住民税申告書か確定申告書の提出がある者がこの条文に当てはまるため、 改めるべきである。	No.7と同旨の意見
10.	20	中告特例不適用お知らせ文書	17	2	0	0	1	3	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:「手続きに必要な書類の案内」を「手続の案内」に改めてほしい。 【理由】 書類の案内だけではなく、手続きの内容の説明も行いたいため、なお当市では以下のように案内をしている。 「上記の理由によりワンストップ特例に係る申請が無効になると、「ふるさと納税」による市民税・県民税からの基本控除、特例控除が受けられなくなります。 なな、ワンストップ特例が無効になった密附金税額控除を受ける場合には、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市民税・県民税の申告書の提出が必要となります(領収審等の添付又は提示し必要です)。 ○民に寄附の全額を記載した確定申告書を提出している方の再提出は不要です。』 意見の分類:住民向けの観点 意見内容:名称及び内容は「今後のお手続きについて」というような書き方(内容も含め)にしたほうがよい。 【理由】 確定申告が必要になる場合は、市民の方から税務署に確認をしていただく必要があるため。 意見の分類:その他 意見内容:出力対象外としてほしい。 【理由】 手続きに必要な書類について例の理由欄に記載されている理由欄と同様。(当市では別紙帳票は同封していない。)	以下のとおり修正します 項目名: 今後のお手続きのご案内 備考: 案内文として以下を印字 上記の理由により、申告特例 (「ふるさと納税ワンストップ特例)による市民 税・県民税からの基本控除、特別控除が受けられなくなります。 中告特例 (「ふるさと納税ワンストップ特例)が無効になった著附金税額控除 を受けるには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市 民税・県民税の申告書の提出が必要です (領収書等の添付又は提示も必要で す)。 なお、既に寄附の金額を記載した確定申告書を提出している方の再提出は不要 です。
11	20	申告特例不適用お知らせ文書	23	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:備考傷には出力しないとあるが、帳票には記載がある。出力するかどうか伺いたい。なお当市では出力を希望します。 【理由】	諸元表(その他編集条件)の記載についてAPPLICに確認します。
12	20	申告特例不適用お知らせ文書	24	0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:備考欄には出力しないとあるが、帳票には記載がある。出力するかどうか伺いたい。なお当市では出力は希望しません。 【理由】	諸元表(その他編集条件)の記載についてAPPLICに確認します。
13	20	申告特例不適用お知らせ文書	26	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:当市では右記の通りの文言を入れているため、参考までに記載します。 【理由】 『※税務者での面接相談を希望される場合には、事前にお電話での予約が必要となります。直接税務署に出向く前に一度お電話をお願いします。』	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
14	42	特別徵収税額決定通知書(特 別徵収養務者用)		0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:諸元表の帳票名称が誤り [理由]	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。

	*W I 字(カ/ロノ) :					集計				1
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 職員 観点 責	固占	印字枠の大 きさ(文字 数)の観点	その他	意見発出 団体数		事務局見解
15	43	特別徵収税額変更通知書(特 別徴収義務者用)		0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:番元表の極票名称が誤り 【理由】	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
16	44	特別徵収税額決定通知書(納 税義務者用)		0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:諸元表の帳票名称が誤り 【理由】	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
17	69	扶養調査に関する照会文書	2	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:日付が和暦又は西暦を選択するとなっているが、和暦で打ち出したほうが良い。 【理由】 市民に発送する文書で、日付が西暦となっている文書を目にしたことがないため。基幹システムでのデータは西暦で管理し、帳票に打ち出す際に和暦に変換して打ち 出す運用が良いと思います。	No.2、17、19、34 同旨 領票No.20、69、70、71 変更なしとします。 西層の必要性はWTにて確認されており、和層で運用することも許容された仕様 であるため。
18	69	扶養調査に関する照会文書	8	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:公印は省略とするか、印字 or 省略の選択としてほしい 【理由】 当市では公印省略としているが、公印必須とする場合、電子公印を使用する帳票として管理する必要があり類雑なため。	No.3、18 同旨 帳票No.20、69 導入時に印字 or 省略を選択することを備考欄に記載します。
19	69	扶養調査に関する照会文書	13	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:日付を和暦又は西暦のどちらで打ち出すが指定がないが、和暦で打ち出したほうが良い。 【理由】 市民に発送する文書で、日付が西暦となっている文書を目にしたことがないため。基幹システムでのデータは西暦で管理し、帳票に打ち出す際に和暦に変換して打ち 出す運用が良いと思います。	No.2、17、19、34 同旨 頓素No.20、69、70、71 変更なしとします。 西暦の必要性はWTにて確認されており、和層で運用することも許容された仕様 であるため。
20	69	扶養調査に関する照会文書	18	0	0	0	1	1	意見の分類: その他 意見内容: 帳票レイアウトのどの項目に該当するか不明なため、教えてほしい。 【理由】	APPLICに確認します。
21	69	扶養調査に関する照会文書	20	0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:帳票レイアウトには生年月日があるが、諸元表には生年月日の記載が存在しない。 【理由】	No.23と同旨の意見
22	69	扶養調査に関する照会文書	20 · 21 · 22	0	0	1	0	1	意見の分類: 印字枠の大きさ (文字数) の観点 意見内容: 記載するには枠が小さすぎる。大きくしていただきたい。 【理由】	レイアウトを修正します。
23	69	扶養調査に関する照会文書	20 · 21 · 60 · 62	0	0	0	1	1	意見の分類: その他 意見内容: 議元表の項目 (氏名、住所) が重複していませんか? 諸元表の項目の記載順を帳票レイアウトに合わせていただきたい。 【理由】 帳票レイアウトと諸元表の並びが合っていないため、帳票レイアウトに項目名が無いものについて判断が難しい。	レイアウトに合わせ、項目60、61を削除し、項目を統合します。

							集計				
ħ		帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	職員向けの 観点	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出 団体数	回答集約	事務局見解
2	4	69	扶養調査に関する照会文書	20 - 21 - 60 - 61 - 62	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見の分類:住民向けの観点 意見内容:住所、氏名、生年月日について、「回答欄の項目名のみ」とされていますが、申告者の情報を印字した方がいいのではないでしょうか? 【理由】 No.4,5の送付先住所、送付先氏名に送付先を設定されている場合、受け取った人は、申告者が分からないということも考えられます。現システムでは、申告者の住所、氏名、生年月日を印字しています。	照会文書にて必要となる情報(住所・氏名・生年月日・電話番号) について確認します。 ①回答者情報(照会書に回答した方の情報。システム印字不可のため項目名のみ印字。) ②照会対象者の情報(扶養親族の情報に疑義がある扶養者本人の情報。システム印字可。) ③回答者、照会対象者双方の情報 また、必要な情報について、送付のみ(切り取り締の上に印字) か返送が必要(切都市線より下に印字) かも合わせて確認します。
2!	5	69	扶養調査に関する照会文書	26	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:配偶者は人数ではなく、有無としたほうがよい。 【理由】 配偶者の人数はmax1人であり、通知などに有無で表示されているため。	ご指摘のとおり修正いたします。
2	6	69	扶養調査に関する照会文書	36	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:障害の種類(身体・精神・知的)と級を記載する形式にしてほしい 【理由】 「特別障害」「普通障害」は根法上の区分であり、判断できない納税義務者からの問い合わせが予想されるため。	ご指摘の趣旨について承知しました。反映させていただきます。
2	7	69	扶養調査に関する照会文書	58	3	0	0	1	4	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:DV等支援措置対象者ではない場合においても、個人ごとに出力する内容を選択できるようにするか、住所そのものを印字しないようにしてほしい ※導入時の選択で「③給報の個人明細で申告された住所を印字」とあるが給報には住所情報がなく、市が特定した住所を印字するしかないと思われる 【理由】支援措置対象ではなかったとしても、納税義務者が知りえない住所が印字されてしまう恐れがあるため。 意見の分類:住民向けの観点 意見内容:確認のとれた扶養競技の氏名、生年月日、1月1日住所、現住所が印字されるが、扶養者の氏名以外は印字しないようにしてほしい。もしくはく通常の出力内容>の選択肢に、「住所情報を印字しない」を選択できるようにしてほしい。 【理由】回答者としては、氏名の記載があれば、どの扶養競技であるかを認識するはずであり、氏名以外の情報は不要である。市が把握していないDV被害者の存在も考えられるため、必須ではない扶養競技の個人情報を載せるべきでないと考える。 意見の分類:その他 意見内容:出力対象外としてほしい 【理由】回案に必須な個人情報ではないと思われるため。当市では、「扶養競技とされている方のうち、既にご住所等が確認できている方は記載しておりません。」のみ記載し、出力していない。 意見の分類:住民向けの観点 意見内容:住民色録地の印字の有無について、DV等支援措置対象者でない場合もDV等支援措置対象者と同様に選択できるようにしてほしい。 【理由】DV等支援措置対象者でない場合でも、同様の個別対応を求められる場合があるため。	ご指摘の趣旨について承知しました。反映させていただきます。
2:	3	69	扶養調査に関する照会文書	63	0	1	0	1	2	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:通知番号が印字されているが、数字のみなので、問い合わせ番号や通知番号等の項目名を印字したい。 [理由] 電話などで問い合わせがあった場合、通知番号を伝えてもらったほうが個人特定が簡単で短時間で対応ができる。市民から番号を伝えてもらう際にどの数字を伝えてもらうか案内しやすいよう項目名が必要。 意見の分類:その他 意見内容:帳票レイアウトのどの項目に該当するか不明なため、教えてほしい。 [理由]	ご意見の趣旨は理解いたしました。印字位置など反映を検討させていただきます。

734.7		扮 同力針(条)					集計]
#	帳	票No. 帳票	名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	職員向けの	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出団体数		事務局見解
29		69 扶養調査に関	する照会文書		0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:注意事項欄を追加してほしい。 【理由】 当市の現帳票では以下を注意点として記載している。(以下現帳票より原文ママコピー&ベースト) ※記載例を参考に、空欄となっている項目をご記入ください。 ※氏名の欄は、カナのみ、氏の記載がない、よりがなの記載がない、誤字などがある場合は、恐れ入りますが加筆訂正をお願いします。 ※任名の欄は、カナのみ、氏の記載がない、よりがなの記載がない、誤字などがある場合は、恐れ入りますが加筆訂正をお願いします。 ※ 性容的域は、 放当するものがありましたら、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の「級」(1級、A1など)をご記入ください。 ※ 粉金上の大麦親族は、他の方と重複できません。(例:「子ども1名を両親が共に扶養親族として控除を受けている」等)ご家族やご親戚等の間で重複していないかご確認をお願いいたします。 ※ 扶養親族とされている方のうち、既にご住所等が確認できている方は記載しておりません。 ※ 氏が把握できていない方は、お名前のみ記載させていただいております。別紙回答書へ氏の記載をお願いいたします。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
30		69 扶養調査に関	する照会文書		1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:扶養の種類を記載したい。 【理由】 確認がとれている扶養親族と調査対象者の扶養親族の扶養区分がどの区分かがはっきりしたほうが回答を作成しやすい。	確認のとれた扶養親族の項目として、No.58に扶養の種類を追加します。
31	69 • 70	·71·72 ^{照会文書} に関す 全			0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:デザインが被る部分が多いにも関わらず、空白の位置、文字配置、点線のレイアウトなど、揃っていない。統一していただきたい。 また、同じ出力項目であるのに、帳票ごとに読元表の記載とレイアウト上での出力の仕方がずれているので、統一していただきたい。 【例】帳票71の項目76「宛名番号」と帳票70の項目59「通知番号」は同じ物であると考えられるが、諸元表では名前の表記が揺れて分かりにくい。また、出力桁数が 11桁であったり、12桁であったり、出力条件が異なっているので統一していただきたい。 【理由】 市町村が出力項目を管理する際にも、出力条件や項目名を統一したほうが管理がしやすいため、統一できるものは統一していただくようお願いしたい。	ご指摘を踏まえて対応を検討いたします。
32	69 - 70	·71·72 照会文書に関す			0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:当市は封筒の窓あき位置が封筒の左下に位置しており、文書を3等分するため、現在のレイアウトでは窓の位置に合わない。封筒の窓あき位置が左上であれ ば今のレイアウトで合うとは思うが、封筒の調達は庁内統一のため、変更するのが難しい場合は、仕様者のレイアウトから変更してもよいか。 【理由】 現在のレイアウトにあうように不均等に3つ折りにする方法もあるが、以前市民より「3等分でないと封筒いっぱいに文書があり、ハサミで開けたときに文書が切れて しまう」という苦情があったため、3等分で封入するのが望ましい。	ご意見いただいた印字位置につきましては、他税目も含めて横並びで印字位置 を規定しているものとなっており、標準的な印字位置の変更対応に裁量を付与 することは困難です。
33	69 - 70	・71・72 ^{照会文書に関す} 全			0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:回答書は A 4 サイズで保存をできる方が、管理上使利のため、照会文書を二枚にし、一枚目を照会文、二枚目を回答書としていただきたい。 【理由】 A 5 サイズでの文書の保存は、他の公文書と比ペサイズが異なるため不使である。統一するようお願いしたい。また、市民の観点からしても、照会文の保存の観点から開会文書を 2 枚に分けた方が良いと考える。	保留
34		70 扶養親族の状況 会)【明		2	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:日付が和暦又は西暦を選択するとなっているが、和暦で打ち出したほうが良い。 【理由】 市民に発送する文書で、日付が西暦となっている文書を目にしたことがないため。基幹システムでのデータは西暦で管理し、帳票に打ち出す際に和暦に変換して打ち 出す運用が良いと思います。	No.2、17、19、34 同旨 候素No.20、69、70、71 変更なしとします。 西暦の必要性はWTにて確認されており、和暦で運用することも許容された仕様 であるため。

	**** **********				集計					
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	職員向けの 観点	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出 団体数		事務局見解
35	70	扶養調査に関する照会文書 (事業所)	3~6	0	0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:事業所の郵便番号、所在地、名称等の印字位置を変更できるようにしてほしい。 【理由】 事業所の「郵便番号」「所在地」「名称」等を印字することとしているが、この印字位置のままでは、窓あき封筒を使用することができない。照会文書を発送するために、別途、送付状を作成しなければならず、非効率と考える。	ご意見いただいた印字位置につきましては、他税目も含めて横並びで窓あき封 筋の使用を念頭に印字位置を規定しているものとなっており、標準的な印字位 置の変更対応に裁重を付与することは困難です。
36	70	扶養調査に関する照会文書 (事業所)	7	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:照会担当者が属する事業所の指定番号の印字位置を変更してほしい。 【理由】 文字サイズが小さく、事業所側も職員側も確認しづらい。 服会担当者欄の受給者番号、特別微収個人番号が印字される行内に項目を移動させた方が分かり易いため。 行内の左から、「7:指定番号」⇒「24:特別微収個人番号」⇒「23:受給者番号」の順または、「23:受給者番号」⇒「7:指定番号」⇒「24:特別微収個人番号」 の順にする方が分かり易いと思われる。	諸元表の基本フォントサイズ(ギ かわ)の記載に合わせて、帳票レイアウトのサイズを11ポ かれに変更します。
37	70	扶養親族の状況について(照 会)【事業所】	10	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:公印は省略とするか、印字 or 省略の選択としてほしい 【理由】 当市では公印省略としているが、公印必須とする場合、電子公印を使用する帳票として管理する必要があり煩雑なため。	No.3、18、35、43、59 同旨 帳票No.20、69、70、71、72 公印は省略とするか、印字 or 省略の選択とする要件について、事務局にて検討 させていただきます。
38	70	扶養親族の状況について(照 会)【事業所】	13	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:帳票No.69と比べて、どこに回答するかが明確に書かれていない。69の帳票の通り、「給与支払報告書記載の扶養規族人数」の部分に記載するということで よろしいか何いたい。また、そうだとするならば、それを案内する一文を追加していただきたい。 【理由】 事業所に照会の際、どこに記載してよいか、不明であるとの問い合わせが多発すると予想されるため。	照会文 (No.13) は、発行年度・帳票名の下に印字します。
39	70	扶養観度の状況について(照 会)【事業所】	15	0	0	0	2	2	意見の分類: その他 意見内容: 諸元表15「照会事項」の内容欄が「別紙のとおり」となっているが、別紙はないのでは? 【理由】 記載誤り? 意見の分類: その他 意見内容: 内容に「別紙のとおり」とあるが、その文言自体がレイアウトで記載されていない。また、別紙のレイアウトが提示されていないが、回答書を別に添付する形式でよろしいか何いたい。	諸元表の記載についてAPPLICに確認します。
40	70	扶養親族の状況について(照 会)【事業所】	21	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:照会対象者の住所は任意に修正できるようにしてほしい 【理由】 動務先に届け出ている住所と異なる住所(給与支払者が知りえない住所)が印字されてしまう恐れがあるため	帳票No.69、項目No.58と記載をあわせます。
41	70	技養調査に関する照会交害 (事業所)	21 · 57	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:住所について、下記から選択できるようにしてほしい。 ①殿課期日時点任所を印字 ②現住所(宛名等の最新)を印字 ③給報の個人明暗で申告された住所を印字 ④空白 (手書きで補記を想定) 【理由】 どの時点の住所を印字するか記載がないため追加。 また、給与支払者がDV加害者の場合を想定すると、給報記載の住所を印字すべきと考えるが、給報記載の住所を保持していない場合も想定できるため、空白も必要。	No.40と同旨の意見

	WI 争场问人				集計				
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 職員向けの 観点 観点	印字枠の きさ (文数) の観	字 その他	意見発出団体数		事務局見解
42	70	扶養親族の状況について(照 会)【事業所】	24	1 1	0	1	3	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:「特別微収個人番号」について、特別微収税額通知書では「宛名番号」と表示されています、合わせるべきではないでしょうか? 【理由】 意見の分類:その他 意見内容:項目名が「特別徴収個人番号」となっているが、特徴通知では「宛名番号」となっている。特徴通知も「特別徴収個人番号」に変更するのか? 【理由】 通知書に印字する項目名は、帳票が違っていても同じ名称としておいたほうがい事業所が混乱しないと考える。 意見の分類:職員向けの観点 意見内容:特別徴収個人番号とあるが、これは具体的に何を指すのか。3号帳票の宛名番号であるかを伺いたい。 【理由】	ご意見を踏まえて、「特別徴収個人番号」と「宛名番号」の項目名称を一致させるよう修正いたします。
43	70	扶養親族の状況について(照 会)【事業所】	28	1 0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:配偶者は人数ではなく、有無としたほうがよい。 【理由】 配偶者の人数はmax1人であり、通知などに有無で表示されているため。	ご指摘のとおり修正いたします。
44	70	扶養親族の状況について(照 会)【事業所】	57	2 0	0	1	3	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:帳票10.69と同様、個人ごとに出力する内容を選択できるようにするか、住所そのものを印字しないようにしてほしい 【理由】 大養控除等申告書に被扶養者住所を記載せず年末調整を受けている事例もあり、給与支払者が知りえない住所が印字されてしまう恐れがあるため 意見の分類:住民向けの観点 意見内容:確認済みの扶養者の名前、生年月日、1月1日住所、現住所が印字されるが、氏名以外は印字しないようにしてほしい。もしくは「住所情報を印字しない」を選択できるようにしてほしい。 「理由】 印字した扶養規族の住所が、事業所が把握していない住所である可能性もあり、それがDV被害者である可能性もある。万が一、事業所から照会対象者へ情報がいくことも考え、氏名以外を印字する必要はない。 意見内容:出力対象外としてほしい 【理由】 調査に必須な個人情報ではないと思われるため。	No.40と同旨の意見
45	70	扶養調査に関する照会文書 (事業所)	59	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:印字する番号の前に「通知番号」と表記するか、「照会対照者」のすぐ後に印字するなど、事業所にも職員にも分かり易くしてほしい。 【理由】 事業者からの問い合わせに対応するために、照会対象者を特定する必要があり、事業所に通知番号を読み上げてもらう際に、「この番号です」と案内できない。	ご意見の應旨は理解いたしました。印字位置など反映を検討させていただきます。
46	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	2	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:日付が和暦又は西暦を選択するとなっているが、和暦で打ち出したほうが良い。 【理由】 市民に発送する文書で、日付が西暦となっている文書を目にしたことがないため。基幹システムでのデータは西暦で管理し、帳票に打ち出す際に和暦に変換して打ち 出す運用が良いと思います。	No.2、17、19、34、42 同旨 帳票No.20、69、70、71 和暦に限定することで支障が無いことを再度、WT構成員の皆様に確認いたしま す。

					**** きさ (文字 その他 日本本				
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 職員向けの 観点 観点			意見発出団体数	回答集約	事務局見解
47	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	9	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:公印は省略とするか、印字 or 省略の選択としてほしい 【理由】 当市では公印省略としているが、公印必須とする場合、電子公印を使用する帳票として管理する必要があり煩雑なため。	No. 3、18、35、43、59 同旨 帳票No.20、69、70、71、72 公印は省略とするか、印字 or 省略の選択とする要件について、事務局にて検討 させていただきます。
48	71	扶養親族の所得状況等につい で(照会・回答)	16~22	0 0	0	3	3	意見の分類: その他 意見内容: 諸元表の項目 (納税義務者情報 (照会部) 、調査対象者情報 (照会部))が帳票レイアウトに存在しない。 諸元表の項目の記載順を帳票レイアウトに合わせていただきたい。 【理由】 帳票レイアウトと諸元表の並びが合っていないため、帳票レイアウトに項目名が無いものについて判断が難しい。 意見の分類: その他 意見内容: 諸元表では (照会部) として出力されることになっているが、レイアウトには存在しない。どのように出力されるかを何いたい。 【理由】 意見の分類: その他 意見内容: レイアウトに反映してほしい。 【理由】 諸元表に記載があるが、レイアウトにないため。誰について照会があったのか原本管理のためには、切り取る前の情報をコピーし印刷する手間がかかるため。	ご意見ありがとうございます。帳票への反映を検討させていただきます。
49	71	扶養親族の所得状況等につい て (照会・回答)	44~47	1 0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:氏名廟の高さをもう少し広めにした方が良い。フリガナ欄を狭く、その分氏名廟を広くするなど。 【理由】 記入しやすくするため	ご意見ありがとうございます。帳票への反映を検討させていただきます。
50	71	扶養親族の所得状況等につい で(照会・回答)	48	0 2	0	0	2	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:「住民登録の有無」ではなく「課税権の有無」としてほしい 【理由】 住民登録がなくても住登外課税をしている場合等あるため 意見の分類:職員向けの親点 意見内容:「住民登録」を「1月1日現在の住民登録」に修正してほしい。 【理由】 回答者側に立った時、「住民登録」だけではわかりずらいため。	両市の意見を踏まえて、印字項目名称「住民登録有無の選択」を「1月1日住民 登録」に修正いたします。 ※帳票No.72も併せて対応します。
51	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	53	0 0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:無しの場合の事由・異動日と併記してほしい。また、転入前住所も同じ欄で情報記載できるよう名称を変更してほしい。(例:「転入前・転出先住所」等) 「理由」 賦課期日情報を具体的に知り、課税地の調査に役立つ回答を得るため。	ご意見ありがとうございます。帳票への反映を検討させていただきます。

	W I 于1カ/0J/J	()				集計				1
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 職 観点	質向けの	印字枠の大 きさ(文字 数)の観点	その他	意見発出 団体数	回答集約	事務局見解
		扶養親族の所得状況等につい							意見の分類:職員向けの観点 意見の容:現体的に何を記載するのか明示してほしい。申告書の提出の有無であれば「申告書の提出」で「有・無」を丸する。課税資料の種類であれば、#73のよう な記載にする。 【理由】	両市の意見を踏まえて、何を記載する欄か分かるように選択肢を追加いたしま す。
52	71	て(照会・回答)	56	0	2	0	0	2	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:申告状況に「73」課税資料の選択のような選択肢を追加してほしい。 【理由】 何を書くべきか明確性に欠けると思われるため。	
53	71	扶養親族の所得状況等につい て (類会・回答)	57~60	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:「合計所得」は残し、その他の内訳については「所得」前の文言を空白にし、必要に応じて回答者が補記する仕様にしてほしい。 ※「合計所得」と「合計所得の内訳」で分けて補記できるようなレイアウトを希望 【理由】 最低限必要な情報は合計所得のみであり、扶養の所得照会においては内訳については参考程度となり、必須ではないと認識しているため。また、内訳に選ばれている 項目以外にも所得の種類があるため。「雑収入」は公的年金、雑その他収入、業務収入と別れ、何を書けばよいかわからない。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
54	71	扶養親族の所得状況等につい で (開会・回答)	64	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:①「区分」を「挟養区分」に修正してほしい。 ②「年少」を出力対象外としてほしい 【理由】 ①回答者側に立った時、「区分」だけではわかりずらいため。 ②「挟養」があれば十分であると思われるため。	ご意見を踏まえて、「扶養区分」に修正いたします。
55	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	59	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:「確収入」ではなく「年金収入」としてほしい 【理由】 年金以外の雑収入は確認する必要がないため	No.53と同旨の意見
56	71	扶養親族の所得状況等につい て (照会・回答)	64	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:項目名「上記以外の親族に扶養されてる場合」に「扶養区分およびその扶養者の情報」を追加してほしい。 【理由】 回答書左側の被扶養者の情報を重複して回答することのないよう、回答内容を明確にするため。	ご意見を踏まえ、事務局にて検討させていただきます。
57	71	扶養親族の所得状況等につい て (照会・回答)	65~69	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:氏名欄の高さをもう少し広めにした方が良い。フリガナ欄を狭く、その分氏名欄を広くする、生年月日と統柄を横並びにするなど。 【理由】 記入しやすくするため	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
58	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	69	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容: 「統柄」を「被挟養者との統柄」と名称変更してほしい。 【理由】 「住民基本台帳上の統柄」を回答いただく場合があるが、調査で知りたいのは被扶養者との関係性であるため。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。

	WI争场问力	-1 (514)			集計				1
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 観点 観点	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点		意見発出 団体数	回答集約	事務局見解
59	71	扶養親族の所得状況等につい て(開会・回答)	70 • 74	0 0	0	2	2	意見の分類: その他 意見内容: 項目名は「合計所得金額」としたい。 【理由】 合計所得金額を回答してもらうための項目のため、齟齬がないよう正しい名称で記載したい。 意見の分類: その他 意見内容: どちらも合計所得と項目名がなっており、どのような違いがあるのかを伺いたい。 【理由】	項目が重複すると思われるため、1つに修正いたします。
60	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	75	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:課税権なしの場合に記入する項目を追加した方が良い。(①○年○月○日に転出・転入、②○年○月○日に死亡) 【理由】 服会先自治体に課税権なしの場合、転出先の自治体に照会するなど対応が必要になるため。	ご意見を踏まえ、反映の要否についてWT構成員に確認いたします。
61	71	扶養親族の所得状況等につい て (照会・回答)	76	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:宛名が印字されているが、数字のみなので、問い合わせ番号や宛名番号等の項目名を印字したい。 【理由】 電話などで問い合わせがあった場合、通知番号を伝えてもらったほうが個人特定が簡単で短時間で対応ができる。番号を伝えてもらう際にどの数字を伝えてもらうか 案内しやすいよう項目名が必要。	ご意見の趣旨は理解いたしました。印字位置など反映を検討させていただきます。
62	71	扶養親族の所得状況等につい で (照会・回答)	77	0 0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:「被挟養者の障害区分」について「被挟養者の障害者控除区分」としてほしい。 【理由】 「被挟養者の障害区分」を住民税担当課で証明してよい情報が協議が必要と思われるため。また、当市では担当課より情報提供を受け、申告システムに取り込み管理 しており、最新の情報は確認できないため。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
63	71	扶養親族の所得状況等につい て(照会・回答)	追加	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:納税義務者情報と調査対象者情報に「宛名番号」を追加してほしい 【理由】 開会先から問合せがあった際の対応のため。また、回答があった際も宛名番号がすぐに判れば効率的に処理できるため。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
64	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	9	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:公印は省略とするか、印字 or 省略の選択としてほしい 【理由】 当市では公印省略としているが、公印必須とする場合、電子公印を使用する帳票として管理する必要があり頻雑なため。	No. 3、18、35、43、59 同旨 帳票No.20、69、70、71、72 公印は省略とするか、印字 or 省略の選択とする要件について、事務局にて検討 させていただきます。
65	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	20 · 22 · 23	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの観点 意見内容:切り取り線より上にも出力してほしい。 【理由】 誰について照会があったのか原本管理のためには、切り取る前の情報をコピーし印刷する手間がかかるため。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
66	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	25	0 1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:理相概について以下3点を希望 ③「転出・転入・死亡」を印字し、照会先が○をつけるような仕様にしてほしい。 ②「平成・今和 年 月 目 欄を設け、○付けの事象が発生した時期について記載できるようにしてほしい。 ③「転入前・転出先住所」と印字し、課税地の調査に役立つ回答が得られるような仕様にしてほしい。 【理由】 「賦課期日に住民でないため」等も回答としては間違いではない様式であり、次の調査に繋げるために、具体的な情報を知るため。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。

		票No. 帳票名称 (諸元表の表示				集計				
#	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	職員向けの観点	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出 団体数		事務局見解
67	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	26~29	1	0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:氏名・住所欄の高さをもう少し広めにした方が良い。 【理由】 記入しやすくするため	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
68	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	30	0	1	0	0		意見の分類:職員向けの親点 意見内容:①「未申告」と「その他」の間に「被扶養者」を追加してほしい。 ②「その他」欄近くに記入スペースが欲しい。 【理由】 ①未申告、資料なし、被扶養者のどれに該当するのか、明確な回答が必要となるため。 ②その他だけでは都度確認が必要となると思われるため。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
69	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	39	0	0	0	2	2	意見の分類: その他 意見内容: 「事業所・家屋敷住所」について、管理していないため、実装してもしなくても良い項目にしていただきたい。 議元表の項目の記載順を帳票レイアウトに合わせていただきたい。 【理由】 帳票レイアウトと諸元表の並びが合っていないため、帳票レイアウトに項目名が無いものについて判断が難しい。 意見の分類: その他 意見内容: 事業所・家屋敷住所については出力対象外としてほしい。 【理由】 回答を得るために必須な個人情報ではないと認識しているため。また、システムでどこまで課税情報の管理ができるか、今回の検討では詳細(事業所・家屋敷課税についてシステムで管理する。)を要件化しておらず、自治体によってはシステム外での管理も想定されると考えているため。(当市では現在事業所・家屋敷課税についてシステムで管理する。)を要件化しておらず、自治体によってはシステム外での管理も想定されると考えているため。(当市では現在事業所・家屋敷は印字していない。また、情報についてシステム外で管理している。)	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
70	72	所得照会書(事業所·家屋敷 課税者)	追加	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:調査対象者情報に「宛名番号」を追加してほしい 【理由】 服会先から問合せがあった際の対応のため。また、回答があった際も宛名番号がすぐに判れば効率的に処理できるため。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
71	72	所得照会書(事業所・家屋敷 課税者)	項目外	0	1	0	0	1	意見の分類:職員向けの親点 意見内容:「調査対象者に営業所得がある場合は、確定申告書または住民税申告書の写しを添付していただきますよう併せてお願いいたします。」を回答書機外に記載してほしい。 【理由】 確定申告書で事業所の所在地や廃業の確認を行うために必要。	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。

12	,,,,,,	事務向力並	· () ()			集計]
	f	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 職員向け 親点 親点		字 その他	意見発出 団体数	回答集約	事務局見解
1	2	97	所得証明書	1	0 1	0	2		意見の分類:その他 意見内容:指元表の備考には「「所得証明書」の固定文言を印字」とあるが、内容においては編集が可能と記載がある。縦書きの証明書のレイアウト(証明書 (1))には所得証明書という印字がないので、どちらの記載が正しいかを何いたい。 意見の分類:職員向けの観点 意見内容:名称を対象者の状況に応じて自動選択されるのではなく1つに統合したい。 [理由] 証明を求めている各機関の「所得証明書」の定義について説明がわかりずらくなり、結果住民からの問い合わせが多くなるのではと感じているため。当市では名称を「所得・課税・扶養証明書」で統一している。 意見の分類:その他 意見内容:〇 所得証明書」と「課税証明書」それぞれの証明内容(項目)について明記してほしい。(所得控除額の記載の有無を選択できるようになっているが、記載有の場合は「所得証明書」と「課税証明書」とする。等) 〇 「所得証明書」(1)」と「所得証明書(2)」の違いを明確にしてほしい。 「理由] 〇内容で、「所得証明書」と「課税証明書」を選択できると記載があるが、その証明内容の違いが不明であるため。 〇 「所得証明書」(1)」「所得証明書」と「課税証明書」を選択できると記載があるが、その証明内容の違いが不明であるため。	議元表の内容欄及びレイアウトの記載が誤りであるため修正します。
7	3	97	所得証明書	6,7,8,9,10,11,12	0 0	0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:導入時に選択するか、出力時に選択するか明記する。 【理由】	ご意見を踏まえて、事務局にて検討させて頂きます。
7	4	97	所得証明書	7 · 9 · 22~27 · 29 ~32	1 0	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:政令市は市民税の税源移譲前の額も記載できるようにしてほしい。 【理由】 税源移譲前の税率での市民税所得割額を判定に利用している制度に対応するため。	ご意見ありがとうございます。 政令市向けのレイアウトについては、今後の検討を予定しております。
7	5	97	所得証明書	6 · 7 · 8 · 19 · 22 · 33 · 37	1 0	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:項目22について、タイトルは「税額控除等」にしてほしい。 項目6・7・8・19・22・33について、各表の右上あたりに、(円)を表示してほしい。 項目37について、扶養親族の表の右上あたりに、(八)を表示してほしい。 【理由】 項目22については、税額控除以外のものも表示されるため。 項目6・7・8・19・22・23については、市民にお渡しするものであるため、単位(円)がある方が丁寧かつ分かりやすいため。 項目37については、市民にお渡しするものであるため、単位(人)が表示がある方が丁寧かつ分かりやすいため。	ご意見を踏まえ、反映いたします。
7	6	97	所得証明書	16 • 19	0 0	0	1	1	意見の分類:その他 意見の分類:その他 意見内容:「合計収入・所得の内訳(種類名)」「所得控除の内訳(種類名)」について、印字する各所得の名称を別途一覧表で提示していただきたい。 【理由】 表示内容を統一するため。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。

,,,,	示WI争劢/				集計					
#	帳票Ne	· 帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの 職員に 観点 観	上り	印字枠の大 きさ (文字 数) の観点	その他	意見発出 団体数		事務局見解
7	97	所得延明書	23~31	1 (1	0	1	2	意見の分類: その他 意見内容: 帳票レイアウトの税額控除について、計算の順番どおりに印字した方がいいのではないでしょうか? 【理由】 整合性。 意見の分類: 住民向けの親点 意見内容: 税額控除の配載は控除の順番通りとなるようにしてほしい 【理由】 所得割の計算過程の説明上、その方が判りやすいと思われるため	ご指摘を踏まえて、記載順序を統一いたします。
7	97	所得証明書	32	0 (1	0	1	1	意見の分類:その他 意見の分類:その他 意見内容:帳票レイアウトの税額控除について、「所得割額」と「税額控除後所得割」が存在している。諸元表の「32所得割額」と合っていないと思われます。 【理由】 整合性。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
7	97	課稅証明書	37	1 (ı	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:「同居老人」は「同居老親」としてほしい 【理由】 「同居老親」の名称が一般的で判りやすいと思われるため	ご意見を踏まえ、反映いたします。
8	97	所得延明書	38	1 (1	0	0	1	意見の分類:住民向けの観点 意見内容:その他編集条件に『証明年度によってタイトルを打ち分ける(控除対象配偶者、同一生計配偶者)』とあるが、タイトルは控除対象配偶者で統一し、内容 は『一般』、『老人』、『無し』または空白としていただきたい。 【理由】 備者概に同一生計配偶者の有無が表示されるとなっているので、この項目で同一生計配偶者について触れる必要がないと考えるため。 『有り』だと、老人配偶者かどうか分からなくなってしまうため。	ご意見を踏まえ、反映いたします。
8	97	所得延明書	46	1 (,	0	0	1	意見の分類:住民向けの親点 意見内容:備考欄の以下の項目は表示されないようにお願いしたい。 ・年少扶養ありの場合「控除対象外扶養人数一年少有、〇人」・・・① ・分離譲渡所得は特別控除適用前の金額・・・② 【理由】 ①は#37で把握することができるため、備考欄に配載する必要性がないと判断するため。 ②は#16で内容の把握することができるため、備考欄に稲載する必要がないと判断するため。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
8	? 97	所得証明書	46	0 (0	1	1	意見の分類:その他 意見内容:偏考に「控除対象外扶養人数一年少有、〇人 条例により減免」とあるが、これは「控除対象外扶養人数一年少有」「〇人 条例により減免」と別の項目として表示するべきものではないが何いたい。 上記が一つの文言のように記載があるために、全国照会の際に「減免の場合だけでなく、課税の場合も記載すべき」という意見が出ていた。しかし、別の項目として扱っべきであるし、減免額が#6などで印字されるため、「条例により減免」の文言も不要。また「年少扶養の人数は、減免の場合だけでなく,課税の場合でも記載する」も不要。 【理由】 「控除対象外扶養人数一年少有、〇人 条例により減免」の文言自体は、当市が提供したものではあるが、その際は別の文言として提出していた。 左記をまとめると、修正前「年少扶養ありの場合 「控除対象外扶養人数一年少有、〇人 条例により減免」。 「建設」「特別を対象外扶養人数一年少有、〇人 条例により減免」の文言はは、当市が提供したものではあるが、その際は別の文言として提出していた。 を記して、当時の表して、「はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	ご意見を踏まえ、反映いたします。

						集計					
	¥	帳票No.	帳票名称	該当箇所 (諸元表の表示項目 No.)	住民向けの観点	助 職員向けの 観点	印字枠の大 きさ(文字 数)の観点	その他	意見発出 団体数		事務局見解
8	3	97	所得証明書		1	0	0	0		意見の分類:住民向けの観点 意見内容:文字が全体的に小さい。余白部分をぎりぎりまで小さくしてでも、文字の大きさをできるだけ大きくしていただきたい。 【理由】 ご高齢の方がご覧になる機会も多いので、市民が見る観点から、できる限り文字を大きくするべきだと考えます。	参考とさせていただき、事務局にて検討いたします。
8	4				0	0	0	1		意見の分類:その他 意見内容:今回調査対象に挙がっていないシステムから印字する帳票(一部)(すでに協議済みと思われるものも念のため記載しています。) ・納税通知書(決定通知)普通徴収・特別徴収(納税義務者・微収義務者用)(異動分) ・納付書(普通徴収・特別徴収) ・変更決定側い書、変更決定通知書 ・株式週付通知書 【理由】	事務局にて、今後の検討も踏まえて参考とさせていただきます。